

庭生活における子どもに関する悩み事等の相談業務も受け付けている。この相談業務の周知・PRについては、毎年6月、各幼・小・中学校で、その教育相談のリーフレットを子どもたちに配付し、家庭へ持ち帰ってもらっている。

相談の方法として、電話相談、もしくは来所しての面接相談がある。過去の相談件数としては、平成21年度に20件、22年度に36件、23年度に20件、24年度に23件。24年度の相談内容を典型的に分けると、学校における子どもに関する問題が11件、家庭における子どもに関する相談が5件、子どもの交友関係が1件、子どもの健康に関するものが1件、その他が5件あった。相談は、ほとんどが保護者からのものである。

問 スポーツに関する相談は、体育協会や文化・スポーツ課に寄せられていないのか。

答 子どもからの相談はない。学校現場以外でのスポーツ活動の場でのいじめや体罰については、スポーツ全体の視点に立ち、未然防止を図る必要がある。子どもが必要に応じて、安心して相談できる

体制の構築に取り組まなければならぬ。軟式野球連盟においては、指導者への対応を積極的に取り組んでいる。また、教育に対する市民の意識や関心を高めるとともに、家庭、地域社会及び学校が連携して、青少年の健全育成を考える取り組みとして、万葉ホールにおいて、サッカー日本代表の本田圭佑選手の恩師である田中章博氏を講師に招き、「体罰によらない指導」と題して講演会を開催した。

この講演会については、体育協会加盟団体、指導者を初めとする各団体の指導者にも案内し、多くのスポーツ関係者の参加を得たところである。

問 平成25年10月、文科省から各都道府県教育委員会に「いじめ防止対策推進法」に基づいたいじめ防止基本方針の策定の通知があり、それに伴って県から説明があったと思うが、具体的にはどのようなものであったか。

答 国の通知は、地方公共団体及び学校は、国の基本方針を参照し、基本方針の策定、組織の設置等の取り組みを進めることというものであった。自治体の基本方針につい

ては、努力義務、学校の基本方針については、義務となっている。県からの説明は、それぞれの自治体に判断を委ねるものであり、県としては、基本方針を策定することのことであった。その過程で自身を示していくとのことである。また、重大事態が発生したような場合に設置する委員会を兼ねた教育委員会の附属機関を設置することが望ましいとの文科省の見解が示された。

問 昨年3月に亡くなった女子中学生を守ってあげられなかったわけだが、市として子どもを守る仕組みについて、市長の考えを聞きたい。

答 子どもの人権に関わる、各担当課において、しっかりと相談に乗るような体制づくりをしている。また、県、国、警察の相談場所として、電話による「子どもと家庭テレフォン相談」、「子どもの人権110番」、「24時間いじめ相談ダイヤル」、「ヤング・いじめ110番」等々もある。教育機関、福祉機関等々を含め、いろいろなものがあるが、全体的にうまく機能していない現状がある。そんな中で、オンブズパーソンのように、子

どもの意見を聞けるようにしている姿勢というのは、非常に大事なことであり、本市に足りなかった部分かもしれない。来年度には、「子ども総合支援センター」を立ち上げる。そこは、いじめや引きこもり、発達障がいのある子どもたちについてなどの諸問題に関する相談や、学校の先生も相談に行くことができる駆け込み寺のような場所にした。うまく機能していないところに、もう一度しっかりと見直し、大きな問題が起こる前に、しっかりと予防できるように頑張っていきたい。

訂正とお詫び

前回発行致しました第187号について間違いがありました。訂正してお詫び申し上げます。

10ページ、2段目 一般質問
たけだやすひこ議員の会派名(誤) いずれの会派にも所属しない議員 ↓
(正) 政志会

議会改革の取り組み(一部紹介)

本市では、平成18年度から議会改革検討会を開催し議会改革に取り組んできました。平成24年3月から議会改革特別委員会を設置し、議会改革に取り組んでいます。その一部を紹介します。

(市長及び理事者に反問権の付与) 3月定例会から実施予定

今まで、議員が市長及び関係理事者に質問をする「一般質問」においては、市長及び関係理事者は、議員の質問に対して答弁するのみでしたが、3月定例会より、市長及び関係理事者に対し、反問権を付与することになりました。

反問権とは、市長及び関係理事者が、議員の質問に対して、論点・争点を明確にするためなどに行われるものです。